官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（財務一七〇～一七三、一七四、一七五）　一
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（同一七三）　三
○株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の十第一項の規定に基づき、指定営業所を指定する件の一部を改正する件（同一七六）　四
○株式会社日本政策投資銀行が危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する公示（財務・農林水産・経済産業七）　五
○中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件（経済産業一三〇）　五
○登録基幹技能者講習実施機関の登録事項の変更の届出があった件（国土交通一一一〇、一一一一）　五
○船舶安全法の規定に基づき、事業場を認定した件（同一一一一）　五
○土地区画整理事業の事業計画変更を認可した件（同一一一三）　六
○都市計画に関する件（同一一一四）　六
○道路に関する件（関東地方整備局一一一三～一一一五）　六
○道路に関する件（四国地方整備局六九）　六
〔国会事項〕
〔人事異動〕
人事院　最高裁判所　六
〔叙位・叙勲〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
官庁事項　六
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　六
公聴会
公聴会開催に関する公示（運輸審議会）　六
日本国に帰化を許可する件（法務省告示配一四九）　六
〔公告〕
諸事項　七
裁判所　七
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生、所有者不明関係　七
会社その他　八

その他告示

○財務省告示第二百七十号

政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省令第六号）第五条第十一項の規定に基づき、令和八年九月七日に発行した政府短期証券の発行条件等を次のとおり告示する。

令和八年十月九日　財務大臣　片山さつき

1　名称及び記号	国庫短期証券（第1404回）
2　発行の根拠法律及びその条項	財政法（昭和22年法律第34号）第７条第１項、財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第９条第１項並びに特別会計に関する法律（平成19年法律第23号）第83条第１項、第94条第２項、同条第４項、第95条第１項、第123条の18第１項、第136条第１項及び第137条第１項
3　振替法の適用等	社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
4　発行方法	価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ｉ非価格競争入札発行」という。）
5　募入決定の方法	
(1)　価格競争入札発行	各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。
(2)　国債市場特別参加者・第Ｉ非価格競争入札発行	各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。
6　発行額	
(1)　価格競争入札発行	額面金額で2,703,680,000,000円
(2)　国債市場特別参加者・第Ｉ非価格競争入札発行	額面金額で796,300,000,000円
7　払込金額	
(1)　価格競争入札発行	2,696,235,281,100円
(2)　国債市場特別参加者・第Ｉ非価格競争入札発行	794,106,989,800円
8　最低額面金額	50,000円
9　振替単位	振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとする。
10　発行日	令和８年９月７日
11　発行価格	
(1)　価格競争入札発行	額面金額100円につき99円72銭２厘以上のそれぞれの応募価格
(2)　国債市場特別参加者・第Ｉ非価格競争入札発行	額面金額100円につき99円72銭４厘６毛
12　償還期限	令和８年12月７日 ただし、償還期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に償還金を支払う。
13　償還金額	額面金額100円につき100円
14　元金支払場所	日本銀行
15　入札参加者	財務大臣から通知を受けた者
16　払込期日	令和８年９月７日